

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)	令和3年度 第4回川西市介護保険運営協議会		
事務局(担当課)	福祉部 介護保険課		
開 催 日 時	令和4年3月16日(水)13:30~15:00		
開 催 場 所	川西市役所 7階 大会議室		
出 席 者	委 員	大塚 保信、上農 哲朗、吉岡 健一、中村 敏美、田口 巳義 清水 和恵、岡 留美、井口 尚子、吉川 泰光、高田 憲二 成徳 明伸、片岡 大雅、藪内 祐子、石原 貴子	
	そ の 他		
	事 務 局	福 祉 部 山本部長 介護保険課 福丸課長 貞松担当課長 松永課長補佐 山本主査 實熊主事	
傍聴の可否	可	傍 聴 者 数	1人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 報告事項 福祉と医療の総合情報サイト<かわにしサポートナビ>について 3. 協議事項 介護度改善インセンティブ制度について 4. その他 5. 閉会		
会 議 結 果	別紙審議経過のとおり		

審 議 経 過

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第4回川西市介護保険運営協議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めます福祉部介護保険課課長補佐の松永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆さま方には何かとご多忙のところ、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

まず始めに、新型コロナウイルス感染症対策として、お席に除菌シートをお配りしておりますので、ご自由にご利用ください。

また、本日の会議録を作成するため、録音させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。なお、会議録の確認については会長にご一任くださいますようお願いいたします。

次に、委員の欠席についてご報告いたします。

本日は、本田恵子委員、細見幸己委員から欠席の届け出をいただいております。

それでは、これ以後の議事進行は大塚会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長

それでは委員の出席について、確認させていただきます。

委員16名のうち、本日ご出席をいただいておりますのは、14名で報告を受けております。

よって、川西市介護保険運営協議会規則第3条第4項の規定に基づき、本日の協議会は成立しております。

皆さまの活発な意見交換を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

傍聴の方はおられますか。

事務局

はい、現在1名の方が傍聴に来られております。

会長

それでは、議事に入ります前に、事務局より資料の確認をお願いいたします。

事務局

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の会議の次第としまして、「令和3年度 第4回川西市介護保険運営協議会 次第」、「資料1-1 福祉と医療の総合情報サイト<かわにしサポートナビ>について」、「資料1-2 福祉と医療の総合情報サイト<かわにしサポートナビ>の利用イメージ」、「資料1-3 ☆お困りごとから調べる☆」の4点を机にお配りしております。

次に、事前送付資料としまして、「資料2-1 介護度改善インセンティブ制度の概要」、「資料2-2 介護保険運営協議会等のご意見を踏まえた骨子案の修正内容」の2点をお送りしております。

事前送付資料につきましては予備を用意しておりますので、お持ちでない方はお申し付けください。

会長

皆さま、資料はお揃いでしょうか。

続いて、本日のスケジュールについて説明をお願いいたします。

事務局

本日は、午後1時30分から3時頃までが全体会で、全体会終了後、30分程度の休憩を挟みまして、午後3時30分から「生活支援体制整備部会」を開催いたします。生活支援体制整備部会に所属される委員の皆さまにおかれましては、長時間となりますがどうぞよろしくお願いいたします。

なお、遅くとも5時30分までには終了いたします。

会長

事務局の説明にもありましたが、生活支援体制整備部会の皆さまは、全体会の後に部会と会議が続きますが、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って会議を進めてまいります。

まず、報告事項「福祉と医療の総合情報サイト〈かわにしサポートナビ〉について」です。

事務局の説明を求めます。

事務局

前回の介護保険運営協議会において、(仮称)川西市社会資源管理システムの「概要」「目的」「システムを利用することで可能となること」をご説明させていただきました。その時点では3月1日を運用開始の目標としていることと、紙面で概要を説明させていただきましたが、運用開始日は3月25日となることと、正式名称を「福祉と医療の総合情報サイト〈かわにしサポートナビ〉」、略称は「かわナビ」として、皆さまに親しんでいただければと思っております。

そして、今回は開発中の画面をご覧いただきながら、どんなことができるかをご説明させていただきます。

今回、このようなシステムを構築することで、元気な高齢者も、支援が必要な高齢者も、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるような情報基盤を整備し、活用していただけることを目標としています。

それでは、前のスクリーンとお配りしております資料1-2及び1-3をご覧ください。

まず、スクリーンにかわナビを投影していますが、検索性サイトで「かわにしサポートナビ」と入力して検索していただくと、サイトがヒットします。また、より多くの市民に見ていただけるように、市ホームページのトップ画面のパナーに「かわナビ」のリンクを張る予定としております。そちらをクリックしていただいても、「かわナビ」のサイトにアクセスできます。

ご利用していくことで操作方法は慣れていかれると思いますが、「まずはこちらをクリック」をクリックしていただきますと、今は表示されませんが、お手元の資料1-3の画面が表示されます。この資料では、お困りごとをいくつか掲載しておりますので、どのカテゴリーを検索したら良いのかを表示しております。こちらをご覧いただき、検索していただけたらと思い、掲載しようと考えています。

それでは、画面の上から順番にご説明させていただきます。

まず、「お知らせ」ですが、介護保険課から広く市民へ周知したい情報を掲載する欄となっております。

下に進みますと、真ん中あたりから検索方法が並んでおります。「キーワードから検索」に、調べたいワードを入力して検索していただくことが可能です。検索エンジンと同様のものとなっております。

続きまして、「カテゴリーから検索」として、かわナビに掲載する情報は9つのカテゴリーに分けて掲載しております。知りたい情報が該当するカテゴリーをクリックすることで、一覧が表示されます。現在構築中ですので表示されませんが、カテゴリー毎に登録されている件数が表示されるようになります。2月末時点で約1,400件の情報が登録されております。

続きまして、「地区から検索」をクリックしますと、検索する地域が表示されますので、調べたい地域を選択し、検索することが可能です。検索後、より詳細に検索したい場合は、「検索条件再設定」をクリックしていただくと、「住所で検索」というものがございます。ご自身の住所を入力していただき、半径何kmを指定していただくと、その範囲での地域資源が検索できます。距離の範囲は500mから10kmまでとなっております。

続きまして、「最新の5件」は、更新された最新情報が5件表示されるようになっており、現在はマップ表示となっておりますが、リスト表示にすることも可能です。

以上がトップページのご説明となります。

続きまして、「詳細検索へ」について、ご説明させていただきます。

こちらをクリックしますと、さらに条件を追加して検索することが可能です。お配りしている資料1-2の紙面真ん中に「詳細検索画面」というタイトルの画面表示例がございます。こちらでは「住所で検索」での検索や、中学校区ごとの地域名を選択することで地域検索が可能です。また、地域検索は複数箇所も検索可能です。「キーワードで検索」もございまして、その下に「その他条件で検索」ということで、カテゴリーで検索することが可能です。こちらも地域検索と同様に、大きなカテゴリーを選択することで検索も可能です。このカテゴリーは、トップ画面のカテゴリー検索と同様となっております。さらに、「活動主体」等様々な条件で検索することが可能です。

以上が市民公開用サイトの概要でございます。

この「かわナビ」は、市民公開用のサイトと、関係者用サイトがございます。それが、こちらのトップ画面となります。

この画面は、川西市が関係者へ発行したID等を入力することでログインできる画面となっており、「お知らせ」は介護事業所向けの情報を掲載しようと考えています。

関係者用サイトの特徴としましては、「グループツール」という機能がございます。「掲示板」は、川西市から発信する情報を掲載する場所で、関係者全体へお知らせするものとなります。また、サービス種別毎にグループを作成することも可能ですので、グループ間での情報共有を図ることを目的として利用可能です。

また、簡単なアンケートを行うことや、研修会の参加状況も「かわナビ」上で集計することが可能です。この機能は関係者間で行うことも可能です。

また、緑色の枠で囲っている「市介護保険様式集」をクリックしていただくと、市ホームページの様式集のページへアクセスするようになっております。また、「介護保険最新情報」をクリックしていただくと、国からの通知を閲覧することが可能です。「かわナビ」にアクセスすることで、いろんな情報共有を迅速に行うことが

できるようにしたいと考えております。

以上で、「かわナビ」の概要説明を終わらせていただきます。

会長

説明は終わりました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

委員

最初にこの計画をご提案された頃と比べますと、かなり内容が充実しているように感じますので、期待しております。1点だけ提案ですが、現在キャッシュレス化が進んでおりますので、スマホをお持ちの方が増えてきております。そのため、QRコードを窓口に置くのはいかがでしょうか。

例えば、診療所や薬局に配架してもらえれば、スマホで読み取ってアクセスできると思いますので、一度ご検討いただければと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。

この度は、市の医師会、歯科医師会、薬剤師会、事業所及び地域の方々には、期間が短い中ご協力賜りまして多数の資源情報をご提供いただいております。QRコードは、ご協力いただいた方々宛てにお配りする予定ではございましたが、先ほどおっしゃられたように、市民の方が手軽にアクセスできるようにということですので、検討させていただきたいと思います。

会長

他にご意見、ご質疑等はございませんか。

委員

今回の内容について、ポスターやチラシの掲示については、どのようにお考えでしょうか。

事務局

まずは、広報誌での啓発を考えており、ポスターやチラシの掲示については考えておりませんでした。先ほどいただいたご意見のような形で、ご協力いただけたところがあれば掲示の依頼をさせていただこうと思います。

会長

他にご意見、ご質疑等はございませんか。

委員

介護保険の事業所については、ある程度の情報収集ができていると思われませんが、障がいサービスや市民のボランティアグループの情報収集はいかがでしょうか。

事務局

現在、合計で約1,400件登録されていることを確認しております。その中で障がいサービスは204件となっております。また、インフォーマルのうち、サロンや通いの場といった「参加・交流」は123件、グループ活動である「趣味・特技」は629件、家事援助や話し相手、買物援助といった生活支援にあたる「たすけあい活動」が64件となっております。

他にも自治会やコミュニティ、福祉委員会に対して、第2層生活支援コーディネーターも含めながら、直接ご説明する場を設けたいと考えております。操作方法や画面の見方については、ご説明がないと難しいと思いますので、支援者側への説明資料を作成中でございます。

委員 安心しました。ありがとうございます。

会長 他にご意見、ご質疑等はございませんか。

委員 新たに事業を取組みはじめたり、又は廃止したりする場合はどのようにすればよいでしょうか。

事務局 年に1回、全登録者に対して「一斉調査」という形で登録内容の確認等をしていただきます。令和4年度に関しては、上半期中に行いたいと考えております。それに加えて、その都度内容を修正したいという場合は、直接介護保険課へご連絡いただくか、生活支援コーディネーターと連携して、修正していけるシステムとなっております。

会長 他にご意見、ご質疑等はございませんか。

委員 今回は、9つのカテゴリーということでご説明いただきましたが、カテゴリーの数を今後増やすことは可能でしょうか。

事務局 システム上、カテゴリーの数は10枠までが限度でございます。現在、1つ枠を残している状態ではありますが、運用していく中で、もう1つの枠を作成することも可能です。より使いやすくなるように運用していきたいと考えております。

委員 今すぐには言いませんが、「高齢者の就労」に関して、生活支援体制整備部会でもキーワードとなって出てきており、「就労」のカテゴリーも必要になってくるかと感じております。カテゴリーを増やすか、他のカテゴリーに加えていただくことになるかと思っておりますので、ニーズに合わせてご検討願います。

事務局 高齢者の就労に関してはとても大事であると思っておりますので、すでにカテゴリーに加えております。「資料番号1-3 ☆お困りごとから調べる☆」をご覧ください。
資料の左側にお困りごとの例を記載しておりまして、1番下の枠に「仕事で地域に貢献したい」とございます。矢印をたどっていきますと、「たすけあい活動など」のカテゴリーとなり、そのカテゴリーに就労に関する情報を掲載することとしています。「シルバー人材センターの会員登録をしたい」など、そのカテゴリーに登録していく形となります。

会長 他にご意見、ご質疑等はございませんか。

委員 情報の一元化については、すごく良いと思っております。私も調べておりましたら、途中で解散されているグループも多々ございました。今後の課題としては、いかに内容を充実させていくかが大事だと思っております。

前回申しあげましたが、きんたくん健幸体操についてご検討いただけたかどうかをお聞きしたいと思います。

事務局 きんたくん健幸体操<転倒予防・いきいき百歳体操編>については、カテゴリーで目立つようにした方が良かったので、カテゴリーのタイトルとして表示させていただきました。

委員 そういうことではなくて、前回申しあげたのは、なかなか場所の確保ができないために普及できないということで、色々な場所で簡単に活動できるような場所の提供について検討していただきたいということでした。

私は、北陵地区で援助をしておりましたが、毎週月曜日に皆様が集えるような場所を確保しております。本来は週に3回は活動をしたいと思っておりますが、なかなか活動場所が確保できない状態でございます。そのため、自由に活動ができるようにしたいという思いと、2025年問題も間近となっておりますので、活動場所の確保についてご検討いただけたかをご質問させていただきます。

事務局 拠点の確保と継続支援の2点でよろしいでしょうか。

委員 活動場所はあるのですが、そういったシステムを構築するのは難しいでしょうか。

事務局 自主グループの立ち上げ支援は委託包括が行っております。錘の管理ということで貸与扱いにしておりますが、ご自身で管理してもらっており、グループ単位で管理していただいている体制でございます。体制ができた当初は厳しく管理しておりましたが、コロナ禍になってほぼ消耗品扱いとなっております。

また、できる限り立ち上げ支援を行いたいという思いで、介護予防教室等でグループが作れないか検討しておりましたが、コロナ禍の影響で今年度は2件ということで少ないですが、委託包括としては少しでもグループを立ち上げたいという思いで活動しております。

また、委託包括が支援することで縛りが厳しいというご意見をいただいておりますので、フォローの回数などといったものを緩くしているところでございます。

委員 ありがとうございます。

ですが、私が考えているのは、一定のメンバーの活動ではなく、不特定多数の方がやりたい活動を自由にできる環境というのを考えております。

そのため、約30~40人が活動できるような場所や設備を整える必要があると考えております。自主

グループへのフォローも大事ですが、そういうファジーな利用も望んでおります。

会長 他にご意見、ご質疑等はございませんか。

委員 情報が一元化されて、使いやすくなればいいなと思っております。先ほど約1,400件登録されているとおっしゃいましたが、市民用サイト、関係者用サイトそれぞれに約1,400件でしょうか。それとも、両方合わせて約1,400件でしょうか。

事務局 当初想定していたのは、関係者用サイトのみの登録数が多いと想定しておりましたが、現状は市民用サイトにも掲載しても良い団体が大多数でございました。そのため、両サイトの登録数はほぼ同数となっております。

委員 たくさんの団体にご協力いただけて良かったです。西宮市が令和3年10月から同じシステムを運用されているのですが、スマホ用サイトで閲覧すると、そこまで件数がないのですが、川西市とどう違うのでしょうか。

西宮市の登録件数は何千件も掲載されておりました。市の規模や社会資源の多さも西宮市の方が勝っていると思うのですが、なぜそこまで差があるのかを教えてください。

事務局 市町村ごとでシステムは違えど、資源の一元化に取り組んでいるところが増えております。目的によって、どのような情報を掲載するかでの差があります。

西宮市では、生活支援体制整備におけるカテゴリー分けをしております、介護予防に資するようなものに限定しております。川西市では、医療も含めているため、登録件数に差があると思われま。

また、これはどの市町村でも言えることですが、市民用サイトへの掲載に同意しない団体が多ければ、登録件数は少なくなりますので、そういった差があると思われま。

参考までに、西宮市のサイトを投影しておりますが、カテゴリー分けの内容が主にインフォーマルのものとなっております、登録件数は約500件となっております。

委員 ありがとうございます。

西宮市は大きな市なので、フォーマルの件数も入れるととてつもない件数になって、一斉調査も大変だろうと思いますのでそういった区別をされている。川西市は、ある程度掲載できる資源を掲載しているため、登録件数に差が生じていると理解できました。

ですが、カテゴリー分けによっては件数が多くて、どう探せばよいのかわからない部分が、一般の方から出てくるかもしれないと危惧しております。

ですので、先ほど支援者に向けて説明されるとおっしゃっていましたので、説明を受けた方が使いこなして、随時情報が更新されて、市民へ浸透していくまで一定の年月がかかるとは思います、まずは必要

な方が使えるようにしないといけないと思います。

例えば私の地区で主に福祉を担っている方は、スマホやパソコン世代ではない方が多いので、まずは抵抗なくそういった端末を利用できるようにする必要があります。現在、スマホ講習会を実施していただいておりますが、もう少しエンジンをかけて使える方を増やしていき、内容も充実させて、最終的には地域で活動されている方たちが自ら情報発信、情報更新をし、仲間を募っていくという形まで持って行けたらと思ったのですが、令和4年度ではこういった計画を予定されているのでしょうか。

事務局

先ほどお話しいただいたように、自ら会員募集の発信等ができれば素晴らしいと思っております。

編集用のアカウントを発行し、将来的には、ご自身で入力して、どんどん情報を更新していただいたらと考えておりますが、現状では、先ほどのご質問でもありましたが、修正内容を介護保険課へご連絡いただいて、その都度修正していくほうがスムーズであると考えております。

令和4年度の普及啓発の計画についてですが、スマートフォン講習会を来年度も計画させていただいておりますので、講習時に「かわナビ」について検索していただく時間を設けようと考えております。

また、民生委員や福祉委員については、第2層生活支援コーディネーターからご説明させていただく機会を設けていこうと考えておりますので、そのための説明資料を作成中でございます。

以上のような形で普及啓発を計画しております。

委員

スマートフォン講習会には参加させていただいたことがございますので、ブラッシュアップしていただけるとよいと感じております。先ほど申しあげたように、登録件数が多くなると目当ての情報にたどり着くのが大変だろうと思いますので、利用方法がある程度身に付けられないといけないと思います。

また、フォーマルのサービスは把握しやすいと思いますが、インフォーマルのサービスは常にアンテナを張って休業や廃止の情報を収集しておかないと、興味があっても連絡しても、実は廃止していましたといった事態も予測されます。

そういった事態を防ぐための解決策も考慮していただかないと、なかなか浸透なくて、情報が老朽化して沈下するスピードの方が速い可能性も出てくると危惧しております。

ですので、何年ぐらいまでにどの年齢層の何%の方に浸透して、こういった形で運用していくかというのを計画していただいて、予算が約400万円計上されているんですね。

システムのメンテナンスと情報のメンテナンスがあると思うのですが、どう役割分担されているのでしょうか。

事務局

情報が古くなって使われなくなってしまうことについて、こちらも危惧しながらシステム構築をしているところでございます。そのため、年に1回は一斉調査ということで情報のメンテナンスをさせていただきます。

新しい資源の発掘という点については、生活支援体制整備事業の中でとても重要なことですので、可視化する—どこの地域に何の資源が足りていないか。この地域にはこういった資源が必要ではないか—といった意見も含めながら、「可視化するためのツール」として活用できると思っておりますので、第2層生活

支援コーディネーターを中心に活用できればと考えております。

以上のことから、情報の更新については、市の介護保険課がその役割を担うこととなります。システムに関しては、委託業者であるカシオ計算機が担うこととなります。

委員

情報が一元化、可視化、常に更新されることは素晴らしいと思いますので、情報を共有できる体制をつくることと、それを利用できる人を育てないと、おそらく目指す目標に到達するまでにかなり時間を要すると思います。その基盤をしっかりと構築するために、来年度はどんなことをいつまでにされるのかと思い、お聞きしました。

今回の情報収集や講習会のブラッシュアップについては、第1層と第2層の生活支援コーディネーターの力が大きいと思います。だとしたら、ここの体制が充実していることが本当に必要で、なおかつ、地域の皆さんがこれを活用できるような橋渡し役になっていただいて、一緒に寄り添って活動していただくためには重要な役割だと思いますので、地域で福祉活動をされている皆さまと協力して、体制づくりをしていただきたいと思います。

委員

先ほどのご意見にもありましたように、活動できる人をどのように増やすかということですが、スマートフォン講習会でソフトバンクの社員が講師をされているとお聞きしていますが、この講習は無料でしょうか。

事務局

無料でございます。

委員

ありがとうございます。

前回も発言がありましたが、福祉教育を中学校や高校で実施すれば、福祉の定着が期待されるのではないかと考えております。

スマートフォンの使い方を一番知っている高校生に、講師役としてスマートフォン講習会に参加してもらうといった企画はどうかと考えております。

高校生と高齢者のふれあいの場になりますし、教えることで高校生が自信をもつことにもつながると思っております。

委員

少し、このシステムから話題が逸れかけているように思います。

さきほど質問にありました、「件数が多くなると探すのが大変になるのではないか。」ということですが、逆だと思います。件数が多いからこそ、デジタルでやるのであって、紙ベースの一覧表から探すとなると大変です。

あと、西宮市の件数を見ていたら、医療関係の情報は掲載されておりません。そこを加えたら川西市の3~4倍の数になると思うのですが、なぜ医療関係の情報を掲載しなかったのか不思議です。総合情報サイトとしての機能をあまり果たせていないような気がします。

また、医療機関や介護サービス事業所は県のデータベースから検索することが可能で、比較的簡単にできます。誰でもできるかと言われれば確証はありませんが。

それともう一つ。高齢者にスマートフォンの使い方を教えるということですが、今はしんどいかもしれませんが、年数が経つにつれて若い世代が高齢者になるので、このシステムはもっと普及すると思います。私は高齢者ですが、ある程度スマートフォンを扱えます。ところが、同世代の方たちを見ると、やはり扱えない方はいらっしゃいますが、明らかにデジタル機器を使っている割合は増えていますので、時間をかければ普及していくと思います。

活動をやめた団体についてですが、これはお知らせしてもらえないと思いますし、毎日チェックするわけにはいきませんので、年に1回の調査で良いと思います。在宅医療・介護連携支援センターのデータベースも年に1回の更新をしておりますが、今のところそれで不自由はありません。

なかなか ICT については受け入れられるのが難しいとは思いますが、使いだしたら真に便利ですので、いまからの時代は使いこなせないと生きていけないと思っております。これは意見でございます。

委員

これは要望になるのですが、川西市では8050問題、ゴミ屋敷、高齢者と障がい、高齢者と子ども、ヤングケアラーといった属性や世代を超えた支援体制づくりを進めていこうとしております。これからは、高齢者、障がい者、子どもへの支援を連携しながらサービスを展開していくと思いますが、西宮市にもございました、「子ども」の 카테고리 を入れていただけたらと思います。

会長

それでは、他にご質疑等もないようですので、報告事項「福祉と医療の総合情報サイト<かわにしサポートナビ>について」は以上で終わります。

次に、次第の3「協議事項」に移ります。

協議事項は「介護度改善インセンティブ制度について」です。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、介護度改善インセンティブ制度につきまして、ご説明させていただきます。

事前にお配りしております、資料2-1及び2-2をご覧くださいと思います。

まず、「資料2-1 介護度改善インセンティブ制度の概要」ということで、これまで皆さまにご協議いただきました内容を踏まえまして、制度案としてまとめたものの概要となっております。

続いて、「資料2-2 介護保険運営協議会等のご意見を踏まえた骨子案の修正内容」ですが、当協議会や介護保険サービス協会等の関係団体の皆さまからいただいたご意見を踏まえて、前回お示しいたしました骨子案から今回の概要案にどのように修正したかを、一覧表にしてまとめたものとなっております。

それでは、資料2-1をご覧ください。

まず、目的についてです。再度の確認となりますが、「高齢者の自立支援や重度化防止に資する質の高いサービスを提供している介護サービス事業所の取り組みを評価、支援することにより、市内の介護サービス事業所全体のサービス提供水準の向上を図り、もって、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく

暮らし続けることができる地域共生社会の実現をめざす」ということを目的として実施しようとしているものです。

次に、対象事業所ですが、「川西市内に所在する通所介護事業又は地域密着型通所介護事業を行う事業所」を対象として実施しようとするものです。

続いて、評価方法及びインセンティブの内容については、資料2-2をご覧ください。

「骨子案」と書いている列が、前回の会議でお示いたしました案の内容でございます。

その隣の「意見」という列が、介護保険運営協議会や介護保険サービス協会、介護支援専門員協会、阪神北圏域リハビリテーション支援センター、通所介護事業所を対象としたアンケートによって皆さまからいただいたご意見の要旨となっております。

一番右側の「修正内容」という列が、意見を踏まえて骨子案を修正した内容を記載しております。

まず、上から2行目の「対象サービス」をご覧ください。

今回、骨子案から修正しておりませんが、介護支援専門員協会の皆さまから、「デイサービスに絞って制度化するのは妥当だと思うが、今後はショートステイなど他のサービスにも広げていく必要があるのではないか。」といったご意見をいただいております。これを踏まえまして、修正内容として、「施行後3年を目途に、インセンティブ制度全般について必要な見直しを行う旨を実施要綱に明記する」ことを考えております。

続きまして、「評価方法」の行になります。今回の介護度改善インセンティブ制度は事業所の体制に関する評価と利用者の介護度改善に関する評価の両面から評価する仕組みとなっております。

まずは「①事業所の体制に関する評価」についてでございます。

主なご意見としましては、前回までの介護保険運営協議会では、「レスパイト型の事業所も多く、参加できない事業所が相当数あることを危惧する」ですとか、「運動特化型の事業所だけが脚光を浴びるような形になるので、事業所の性格に応じ部門を分けて表彰してはどうか」といったご意見をいただいております。また、介護保険サービス協会や介護支援専門員協会からも同様のご意見をいただいております。

これを踏まえまして、修正内容として、「主として身体機能の向上を目的としたサービスを提供する「リハビリ型」と、食事、入浴、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを総合的に提供する「一般型」の2部門を設定し、部門ごとに評価、報奨を行うことにより、事業所の性格(特徴)による不公平感を緩和し、幅広い事業所が本制度に参加できるようにする」ように考えております。

なお、「一般型」や「リハビリ型」につきましては、介護保険制度上の分類ではございませんので、事業所の自己申告により、エントリーする部門を選択していただくよう考えております。

続きまして、「②介護度の改善に関する評価」についてでございます。

主なご意見としましては、前回までの介護保険運営協議会では、「評価方法については、将来的には客観性のあるケアマネジャーがパーセルインデックスで評価する仕組みに転換してはどうか」といったご意見や、「見込みがつきそうな利用者を選別するようなことが起こらない制度設計にしてほしい」といったご意見をいただいております。

また、通所介護事業所を対象としたアンケートでは、「高齢者のADLは何もしなければ減退していくため、

機能訓練等により状態が維持されている場合は、向上と判断してほしい」といったご意見ですとか、「全事業所共通で公平な評価ができるかどうかを危惧している」、「事業所自身が評価を行うと不正が行われる可能性があるのではないか」といったご意見をいただきました。

また、介護支援専門員協会からも同様のご意見をいただいておりますが、「パーセルインデックスによる評価自体に異論はないが、評価者が事業所自身となると恣意的な評価になってしまうことがある」といったご意見や、「パーセルインデックスによるADLの評価では、新規利用者ばかり選び、認知症や脳血管疾患の人は利用できなく恐れがある。利用者の選別が起こらないようにするため、参加者を「1年間継続して利用している者」などとしてはどうか」といったご意見をいただきました。

また、阪神北圏域リハビリテーション支援センターとの意見交換会の中では、「パーセルインデックスの研修会を対象事業者向けに行うことで、一定の評価レベルを保つことができるのではないか」といったご意見をいただきました。

これらを踏まえまして、修正内容として、「利用者の不当な選別を抑止するため、ADL評価の対象者を、当該事業所を週1回以上かつ1年以上継続して利用している者とする」ですとか、状態の維持を評価に反映させるため、改善割合の算出にあたり、期初と期末のADL値が同一であった者の人数に0.5を乗じた数を改善した者の人数に加えて算出するようにしたいと考えております。また、パーセルインデックスによる評価が適正に行われるよう、事業所の機能訓練指導員等を対象とした研修を、阪神北圏域リハビリテーション支援センターにご協力いただいて実施していきたいと考えております。

続きまして、資料2-2の裏面をご覧ください。「インセンティブの内容」の行になります。こちらも「①事業所に対するインセンティブ」と「②利用者に対するインセンティブ」の2つを案としてお示ししておりました。

まず、「①事業所に対するインセンティブ」についてのご意見ですが、介護保険サービス協会の皆さまからは、「参加者を10人以上集めるのは困難ではないか」ですとか、「制度に参加しない事業所や表彰されなかった事業所が悪い事業所と受け取られないように配慮してほしい」といったご意見をいただきました。

事業所アンケートでは、「順位付けは、利用者数が多い事業所が優位となる」といったようなご意見をいただきました。

介護支援専門員協会の皆さまからは、「人数ではなく、参加割合として6割程度に設定してはどうか」といったようなご意見をいただきました。

これらを踏まえまして、修正内容として、「リハビリ型」及び「一般型」の2部門に分け、部門ごとに改善割合の高い上位3事業所について市長表彰を行うとともに、報奨金を交付する。また、市ホームページや広報誌への掲載等により広く周知することを考えております。

その報奨金の額ですが、「リハビリ型」については、1位50万円、2位30万円、3位10万円。「一般型」については、1位30万円、2位10万円、3位5万円と考えております。リハビリ型と一般型で金額に差をつけている理由ですが、自立に資するサービス提供の促進を図る観点から、報奨金は「リハビリ型」に重点的に配分しております。

続いて、「小規模事業所が不利にならないよう、表彰及び報奨の対象とする事業所は、評価対象

利用者数が当該事業所の利用者数の50%以上である事業所」という要件にしようと考えております。

最後に、「表彰及び報奨の対象とならなかった事業所を含め、参加した全事業所名を広報等で公表することにより、自立支援に向けた取り組みを積極的に行っている事業所であることを周知する」といった方法を考えております。

次に、「②利用者に対するインセンティブ」でございます。こちらについてはあまりご意見をいただかなかったのですが、事業所アンケートにおいて、「インセンティブ制度の目的は高齢者の自立に資する質の高い介護サービスの提供を促進するためなので、利用者に対するインセンティブは必要ないと思う」というご意見をいただいておりますが、これまで市議会での介護保険事業計画についての協議や市内部での検討過程において、「利用者自身にも目標をもって取り組んでいただくことが必要ではないか」といった意見が出ておりましたので利用者に対しても表彰するといった枠組みは変えない方向で進めていきたいと考えております。

修正内容としましては、「部門ごとにADL評価の改善点数が上位の各5名を市長が表彰するとともに副賞を授与する」ですとか、改善点数上位の方だけではなく、「本制度に参加しADL評価を2回受けた利用者全員に対し、自立支援につながる物品を進呈する」。また、「期初と期末のADL値の変化をレーダーチャートで表示したシートを作成するなどの方法により、参加者全員に対し、取組結果のフィードバックを行う」といったこともしていきたいと考えております。

最後に「その他」の行ですが、前回の介護保険運営協議会におきまして、「何をもちて自立と捉えるのかも考える必要があるのではないか」といったご意見や、「ケアプランを立てるのはケアマネジャーなので、ケアマネジャーとサービス事業所が連携しなければ、自立支援の本来の目的は達成されないと考える」といったご意見をいただきました。

また、介護支援専門員協会からは、パーセルインデックスによる評価というのは事務負担が発生してしまうというご意見をいただいております。

これを踏まえまして、修正内容として、「事業所とケアマネジャーの連携を担保するとともに、インセンティブ制度への参加について客観的な立場で判断できる者の意見を反映させるため、参加者の担当ケアマネジャーに意見を求め、同意を得る」ということを制度に盛り込みたいと考えております。

また、事業所において新たに生じる経費に対して、1事業所あたり3万円を限度に補助する制度を実施したいと考えております。

それでは、資料2-1へお戻りください。「その他」の項目についてでございます。

これまでご説明させていただいたこと以外の部分について記載しております。三番目の「以下の項目のいずれかに該当する事業所は、表彰及び報奨の対象としない」ということで、何点か条件を設けております。

1つ目として、先ほども申しあげましたが、「評価対象利用者数が当該事業所の利用者数の50%を下回っている場合」。

2つ目として、「現在の指定期間中に改善勧告に対する適切な対応を行わなかった場合」。

3つ目として、「現在の指定期間中に改善命令又は指定の効力停止等の行政処分の対象となっている

場合」。

4つ目として、「暴力団又は暴力団密接関係者に該当する場合」。

5つ目として、「市税を滞納している場合」。

このいずれかに該当する場合は、表彰及び報奨の対象としないということにしたいと考えております。

続いて、利用者に対してとなりますが、「評価対象利用者が、介護保険料又は市税を滞納している場合は、表彰の対象としない」ということにさせていただきたいと思っています。

また、「事業所が偽りその他不正な手段で表彰等を受けたときは、表彰及び報奨金の交付決定を取り消し、交付済みの報奨金を返還させることができる」、「制度の適正な運営に必要と認めるときは、事業所に対し報告及び関係書類の提出を求め、市職員による調査を行うことができる」といった部分につきましても、制度の実施要綱に明記したいと考えております。

以上、雑駁ではございましたが皆さまから多数のご意見を頂戴いたしまして、修正させていただきました介護度改善インセンティブ制度の概要についてご説明させていただきました。

なお、この制度につきましては、令和4年度からの実施に向けまして、現在準備を進めているところでございます。事業所の皆さまには、準備ができ次第、説明会等を含めて周知させていただきまして、より多くの皆さまにご参加いただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、実施していく中で、様々な課題等も出てくるかと思っております。一応3年間という期間で全体として見直しをしたいと考えておりますが、改善できる部分につきましては、できる範囲から改善しつつ、より良い制度になるようにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ご説明は以上となります。

会長

説明は終わりました。

本件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

委員

インセンティブに関しては、非常にありがたい内容になっているかと思っております。個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又は(Ⅰ)ロを算定していることが要件となっていたかと思っておりますが、対象者は要介護の方だけなのか、要支援の方も含まれるのかの明記がございませんので、質問させていただきました。

事務局

対象者に関しましては、前回、骨子案についてご説明させていただいたときに申しあげましたが、要介護の方を対象に考えております。これについては特にご意見をいただいておりますので、そのままとさせていただきます。

以上でございます。

会長

他にご意見、ご質疑等はありませんか。

委員

1点だけ、修正が可能かどうかご検討いただきたいのですが、「評価対象利用者数が当該事業所の

利用者数の50%以上とする」とありますが、確か前回の会議では川西市民を対象者とするようになっていたかと思えます。

例えば、北部の事業所では猪名川町の方が大半であったり、南部の方では伊丹市民や宝塚市民の方が利用されていたりすると、50%以上を達成できない事業所が出てきてしまうのもったいないので、「利用者数」ではなく、「対象者数」に変更できればよいかと思えます。そもそも参加の意向があっても、インセンティブ制度の対象者ではない方を含めて50%以上だと、場所によってハードルが異なってくるかと思えます。

以上です。

事務局 ご指摘いただいたとおりだと思いますので、「川西市民の利用者のうち50%以上」というように修正させていただきます。

会長 他にご意見、ご質疑等はございませんか。

委員 細かいことかもしれませんが、「評価対象利用者が、介護保険料又は市税を滞納している場合は、表彰の対象としない」とありますが、例えば、評価基準日以前に1か月でも滞納していた場合は、対象にならないのでしょうか。それとも、評価期間である6月1日から11月30日までの6か月間に滞納があった場合に対象にならないのか。そのあたりは決まっているのでしょうか。

事務局 利用者に関する部分になるかと思えますが、この制度に参加すること自体に制限をかけるものではないと思います。最終的に市長表彰の対象になるかどうかを決める際に判断するものとなります。ですので、上位5名に入っているにもかかわらず滞納があることが判明した場合、外れていただいて、次の方が繰り上がるという形にしようと考えております。

委員 利用者様の中には、納付書が送られていることに気づかず払い漏れになってしまう方もいらっしゃると思います。市長から表彰してもらえるということは、利用者様の意識向上にはなると思えますので、それが外れてしまったとなると残念ですので、納税確認を怠らないよう広報していただくことも必要だと思います。

会長 他にご意見、ご質疑等はございませんか。

委員 急いで制度設計をしていただき、また意見を受けて修正していただきご苦労が多かったことかと思えます。

インセンティブの報奨金についてですが、使途に限定はありますか。

事務局 使途に関して制限を設ける予定はございません。

委員

わかりました。

それと、先ほどの市税の滞納についてですが、これは個人的な情報になると思いますが、どこが扱う情報となりますか。

事務局

滞納情報に関しましては、市が取り扱います。最終的に、表彰を受ける対象者を選定する際に、そういったことがないかを調べることとなります。参加される時点で調べるということは考えておりません。

なお、情報の取り扱いには目的外使用になりますので、参加される際に本人からの同意を得たうえでの調査となると考えております。

委員

利用者が希望を持って参加されて、長い期間頑張られて、最終的に表彰される対象にならなかった場合の理由が、大分センシティブだと思いますので、情報の取り扱いに留意していただければと思います。

たくさんの意見が出ますが、できるだけすぐに色んなことが変わっていけばいいなと思って発言しております。

ありがとうございました。

会長

それでは、他にご質疑等もないようですので、協議事項「介護度改善インセンティブ制度について」は、以上で終わります。

以上で、本日予定していた議事は、全て終了しました。

それでは、次第の4「その他」です。

事務局から、連絡事項等がありますか。

事務局

次回の開催予定についてでございますが、次年度の開催になるかと思っておりますので、日程につきましては、会長と調整させていただきまして、改めてお知らせさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

会長

それでは、以上をもちまして、令和3年度第4回川西市介護保険運営協議会を閉会いたします。

どうも、ご苦労さまでした。